

議員定数と報酬に関する調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり、議会議員の定数と報酬に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議員定数と報酬に関する調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び山元町議会委員会条例第5条
3. 目 的 議会議員の定数及び報酬に関する調査
4. 委員の定数 議長を除く全議員
5. 調査期間 設置の日から調査が終了するまでとし、閉会中も継続調査を行えるものとする。